

令和2年度 事後評価対象事業一覧表

審議資料3

①10億円以上
②再評価実施案件

A:事業効果は十分に発現されており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。こうしたことから、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
B:改善措置、今後の事後評価等の必要あり(具体的内容は「対応方針(案)を判断した理由」欄に記載)また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載)

番号	事業主体	補助・ 県単別	事業名	事業場所	事業の内容	B/C	事業化 年度	事業完了 年度	事業年数 (年)	全体 事業費 (億円)	事後評価 の理由	事業の目的	対応方針 (案)	対応方針(案)を判断した理由
急傾斜地分野														
7	神奈川県	補助	久木4丁目B地区 急傾斜地崩壊対策事業	逗子市久木四丁目地内	法枠工、ロックボルト工 L=86m	8.8	H21	H27	7	1.3	②	急傾斜地崩防止施設を整備することにより、土砂災害を未然に防止し県民の生命を保全する。	A	本事業では、急傾斜地崩壊防止施設である法枠工の工事完了後、がけ崩れや土砂流出は見られないことから、施設効果が十分に発揮されており、住民の生命を保護するという事業の目的を達成しているため、現時点では、特段の改善措置の必要性は認められず、事後評価を再度行う必要性はないものと考えられる
8	神奈川県	県単	金子地区 急傾斜地崩壊対策事業	足柄上郡大井町金子地内	法枠工 L=150m	2.7	H22	H27	6	0.9	②	急傾斜地崩防止施設を整備することにより、土砂災害を未然に防止し県民の生命を保全する。	A	本事業では、急傾斜地崩壊防止施設である法枠工の工事完了後、がけ崩れや土砂流出は見られないことから、施設効果が十分に発揮されており、住民の生命を保護するという事業の目的を達成しているため、現時点では、特段の改善措置の必要性は認められず、事後評価を再度行う必要性はないものと考えられる
土地区画整理分野														
10	藤沢市	補助・ 市単	長後駅東口 土地区画整理事業	下土棚字新屋敷並びに高倉字上谷戸及び字槐戸地内	土地区画整理事業	1.07	H5	H29	24	115	①・②	・長後駅東口周辺の良好な市街地整備	A	本事業の実施により長後駅東口駅周辺の都市基盤が整備され、密集市街地の解消が図られ駅前及び駅周辺の交通の円滑化、生活の利便性や防災性の向上に寄与していることから、事業効果は発現されており、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。